

勤務条件について（会計年度任用職員）

県立版

令和 年 月 日

あなたを任用するに当たっての勤務条件は次のとおりです。

勤務場所： _____ 任用期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

勤務内容： _____

区分		講師（非常勤）	講師（非常勤）、看護師（非常勤）	事務職員（非常勤）、実習助手（非常勤）、学校栄養職員（非常勤）、介助員（非常勤）、農場作業員（非常勤）、給食調理員（非常勤）、スクール・サポート・スタッフ（非常勤）	寄宿舎職員（非常勤）、寄宿舎指導員（非常勤）	部活動指導員（非常勤）			
		授業担当（報酬：1授業時間当たり）	勤務時間制（報酬：勤務1時間当たり）						
勤務時間	勤務時間数	教科指導 週 _____ 時間（又は 総 _____ 時間）	週 _____ 時間（又は 総 _____ 時間）	週 _____ 時間（又は 総 _____ 時間）	宿直 1日あたり15時間15分 日直 1日あたり8時間45分もしくは4時間	週 _____ 時間 （又は 総 _____ 時間）			
	勤務時間	別途「時間割」による		別途「勤務時間割振表」による					
	週案作成等時間	週当たりの担当授業時間数	措置時間数						
		10時間以上	1週間当たり2時間以内						
3時間以上9時間以下		1週間当たり1時間以内							
	1時間以上2時間以下	2週間当たり1時間以内							
週休日等		上記（勤務を要する日）以外							
休暇	年次有給休暇	「短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則」の規定により、所定勤務日数及び在職する期間に応じて付与							
	特別休暇等	「短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則」の規定により、一定の場合において勤務しないことが相当である時に付与 【有給の休暇】現住居の滅失等、交通遮断、官公署出頭、公民権行使、負傷疾病、忌引、産前産後 等 【無給の休暇】妊娠障害 等							
報酬	単価 1授業時間当たり 2,790円	単価 勤務60分当たり 2,790円	学歴、経験年数によって決定（新規任用時）			所定勤務時間ごとの日額		単価 勤務60分当たり 1,600円	
			事務職員（非常勤）、介助員（非常勤）、農場作業員（非常勤）、給食調理員（非常勤）、スクール・サポート・スタッフ（非常勤）	広島市	1,380円～1,670円	寄宿舎職員（非常勤）	宿直 15時間15分		18,050円
				府中町	1,350円～1,630円				
				その他市町	1,330円～1,610円				
			実習助手（非常勤）	広島市	1,500円～1,830円	寄宿舎職員（非常勤）	日直 8時間45分		9,300円
				府中町	1,460円～1,780円				
				その他市町	1,440円～1,760円				
			学校栄養職員（非常勤）	広島市	1,720円（大卒） 1,610円（短大卒）	寄宿舎職員（非常勤）	日直 4時間		5,300円
				府中町	1,680円（大卒） 1,570円（短大卒）				
					その他市町				
寄宿舎指導員（非常勤）	宿直 15時間15分	20,350円							
通勤費	通勤の事情等を勘案して、勤務した日数等に応じて支給								
期末手当、勤勉手当	基準日に任用期間が6月以上定められている者に対して支給								
支給日	報酬及び通勤費	勤務した日の属する月の翌月の15日（当日が休日等の場合は直前の休日等でない日）							
	期末手当	6月、12月及び3月の所定の日							
	勤勉手当	6月及び12月の所定の日							
社会保険	次の①又は②の要件を満たすときに公立学校共済組合の短期組合員及び厚生年金保険の被保険者となる ① 4週間の所定勤務時間が116時間15分以上かつ1か月の勤務日数が16日以上の場合 ② 週の所定勤務時間が20時間以上、報酬の月額が8万8千円以上かつ学生でない場合 (注) 40～64歳の方は、介護保険の被保険者となる								
雇用保険	次の要件を満たす者が適用を受ける (1) 1週間の所定勤務時間が20時間以上（週案作成等時間を含む） (2) 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること								
災害補償	「労働者災害補償保険法」が適用される								
その他	・報酬等から所得税、社会保険料及び雇用保険料（該当する場合）を控除して支給 ・住民税については控除しない（市町村へ直接納入）								

※ 上記記載内容は、令和8年4月1日のもの